

竹富町観光案内人が有する義務等について

竹富町自然観光課

ここでは、条例上観光案内人に義務付けがされているものを中心に紹介しています。条例上の義務に対する不履行が確認された場合、条例の規定による不利益処分の対象となる可能性がありますので、熟読の上事業を行っていただくようお願いします。

また、この他にも観光案内人に対する責務規定も存在しますので、条例本文もご一読ください。

1 日常の事業の中で行っていただくこと

(1) 旅行者への説明義務（条例第 17 条第 1 項）

観光案内人は、案内する観光旅行者に対し、フィールドの利用に際して留意すべき事項として、以下の事項を説明する義務を有しています。

- ・観光案内人には、旅行者に観光案内人条例等の法令を遵守させる義務があること
- ・旅行者には、ガイドツアーにおける安全確保及び自然環境保全のために、ガイドの助言を遵守する努力義務があること
- ・旅行者には、観光案内人条例の遵守も含め、町の施策に協力する努力義務があること
- ・観光ガイドには、顧客に対する免許証の提示義務があること
- ・自然環境を汚損等したときは、原状回復命令の対象となる可能性があること

(2) 観光ガイドへの指導義務（条例第 17 条第 2 項）

観光案内人は、所属する観光ガイドに対し、以下の事項を指導する義務を有しています。

- ・ガイドツアーに従事するときは、観光ガイド免許証を携帯するとともに、案内する旅行者に対して観光ガイド免許証を提示すること。
- ・ガイド中に第 3 者から観光ガイド免許証の提示を求められたときは、観光ガイド免許証を提示すること。

(3) 広告等における表示義務（条例第 17 条第 4 項）

観光案内人は、広告等を行うときは、以下の事項を表示する義務を有しています。

- ・当該観光案内人の竹富町観光案内人免許状に記載の免許番号
- ・個人にあっては氏名及び屋号
- ・法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名
- ・住所、電話番号その他の連絡先

(4) 機材証票の掲示義務（条例第 17 条第 5 項）

観光案内人は、以下の機材等に機材証票（ステッカー）を掲示する義務を有しています。

- ・ツアーに使用する自動車又は小型船舶（船検の対象となるものに限る。）
- ・保有する全てのカヌー、カヤック、SUP、船検対象外小型船舶等

(5) 月別実績内訳書及び年間実績報告書の記入（条例第 17 条第 6 項）

利用したフィールドと案内した人数、案内した観光ガイドの氏名等のデータを様式第 8 号「月

別実績内訳書」「年間実績報告書」に記録いただくことを推奨します。

記録いただいた「月別実績内訳書」及び「年間実績報告書」は、年に一度提出義務が課されています（詳細は「2 毎年度行っていただくこと」を参照）。

2 毎年度行っていただくこと

(1) 講習・研修等の受講義務（条例第 17 条第 3 項）

観光案内人は、所属する観光ガイドに、町が主催又は指定する講習、研修等を毎年受講させる義務を有しています。

(2) 毎年の事業状況等報告義務（条例第 17 条第 6 項）

観光案内人は、毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に、以下について町長に報告する義務を有しています。

- ・前年度における自然観光事業の月別及び年間実績（様式第 8 号の提出による）
- ・町が主催又は指定する講習、研修等に係る観光ガイドの終了状況
- ・提出時に有効な賠償責任保険に係る保険証券の写し

3 該当する事象が発生した際に行っていただくこと

次の(1)～(6)はいずれも申請又は届出にあたることから、該当する場合の手続きに関する詳細は「竹富町観光案内人条例に係る申請等の手続きの手引き」を参照ください。

(1) 免許状等再交付申請の義務（条例第 11 条第 1 項関係）

観光案内人が、自らに交付された免許状、観光ガイド免許証、機材証票等を破損、紛失等したときは、町長に再交付申請を行わなければなりません。

(2) 観光案内人免許変更申請（条例第 12 条第 1 項関係）

観光案内人が、次の事項について変更しようとするときは、**事前に**町長の免許を受けなければなりません。所属する観光ガイドについては、**増員だけでなく退職等による減員も事前の変更申請の対象**ですので、ご注意ください。

- ・事業者として営もうとするガイドツアーの種別
- ・営業所等の住所、電話番号その他の連絡先、配置する現場代理人の氏名
- ・事業者としてのガイドツアーにおける水面の利用有無
- ・西表島等の公民館への所属の有無
- ・所属する観光ガイド（減少の場合も含む）
- ・個々の観光ガイドが従事しようとするガイドツアーの種別
- ・個々の観光ガイドが従事しようとするガイドツアーにおける水面の利用有無

(3) 観光案内人免許変更届出の義務（条例第 12 条第 2 項関係）

観光案内人が、以下の事項について変更したときは、**変更後 14 日以内**にその旨を町長に届け出なくてはなりません。

- ・個人の場合における、氏名、住所、電話番号その他の連絡先
- ・法人の場合における、商号、代表者の役職名、代表者の氏名、法人の住所、電話番号その他の連絡先

- ・屋号又は名称
- ・所属する観光ガイドの住所、電話番号その他の連絡先
- ・ガイドツアーに使用する自動車、小型船舶の数量、登録番号
- ・保有するカヌー、カヤック、SUP等の数量

(4) 観光案内人免許更新申請の義務（条例第13条第2項関係）

観光案内人が、与えられた免許の有効期間の満了の日以降も引き続き自然体験型のガイドツアーを営もうとするときは、**有効期間の満了の日の30日前までに町長に免許の更新申請を**しなくてはなりません。

(5) 有効期間が満了した免許状等の返納義務（条例第14条第2項関係）

観光案内人は、与えられた免許の有効期間が満了した時は、原則として有効期間満了の日から14日以内に免許状等を町長に返納しなければなりません。

(6) 廃業等の届出義務（条例第15条第1項関係）

観光案内人等が、自然体験型のガイドツアーを廃業等したときは、14日以内にその旨を町長に届出なくてはなりません。

4 所属する観光ガイドに課される義務

竹富町観光案内人条例は、観光案内人たる事業者を主な適用対象としている条例ですが、以下の事項については、各観光案内人に所属する観光ガイド個人に対しても条例上の義務が課されています。不履行が確認された場合は、条例の規定に基づき観光ガイド個人が過料に処せられる可能性がありますので、ご注意ください。

(1) 観光ガイド免許証の携帯義務（条例第18条第1項関係）

観光ガイドは、ガイドツアーに従事するときは観光ガイド免許証を携帯する義務を有しています。

(2) 観光ガイド免許証提示義務（条例第18条第2項・第3項関係）

観光ガイドは、ガイドツアーに従事するときは案内する旅行者に対して観光ガイド免許証を提示する義務を有しています。また、ガイド中に第3者から観光ガイド免許証の提示を求められたときも、観光ガイド免許証を提示する義務を有しています。

(3) ガイド中の観光ガイド免許証着用義務（条例第18条第4項）

観光ガイドは、ガイド中観光ガイド免許証又は観光ガイド記章を周囲から視認できる位置に着用することが義務付けられています。

【問合せ先】

竹富町自然観光課 自然環境係

〒967-8503 沖縄県石垣市美崎町11番地1

TEL : 0980-83-1306

E-mail : sizenkanko@town.taketomi.okinawa.jp